

総基料第162号
平成29年9月8日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 山村 雅之 殿

総務省総合通信基盤局長
渡辺 克

コロケーション条件等の改善について

(電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第23条の4第2項第2号、
平成13年12月27日総基料第492号関連)

第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保の観点から、通信用建物等への接続事業者の設備の設置の円滑な実施に向け、その条件等に関し、従前より累次の改善方針を採ってきたところであるが、今般、情報通信審議会答申「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」(平成29年3月28日)及び情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成29年4月14日)での要請等を受け、コロケーション条件やコロケーション代替措置について検討したところ、更に改善が必要と考えられる点があるため、貴社において、下記の措置を講じられたい。

記

- 1 コロケーションが貴社の所有でない建物で行われる場合の空き情報等の開示
(電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第2号イ関連)
コロケーションが行われる建物が貴社の所有物でない場合や、コロケーションに際して接続事業者提供される電力設備が貴社の所有物でない建物に設置されている場合においても、当該建物や電力設備に関する空き情報等の開示を可能な限り行い、最新の情報にアップデートするよう、改善策を検討し、その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。
- 2 コロケーションリソースの効率的な配分
(平成13年12月27日総基料第492号記1関連)

現行の接続約款におけるコロケーション手続規定では、有限なリソースを公平に利用する観点から、各リソースの空き容量が一定基準（管理基準量）を下回った場合に、一度の申込みから工事完了までの間に割当可能なリソース量に上限（配分上限量）を設けているところ、これに関し、より効率的なコロケーションリソースの配分を行う観点から、設備更改など一時的に二重設置が必要な場合に設備更改後のリソースの返却等のリソース浪費の防止策を講ずることを条件に一時的に配分上限量の緩和を求めることについて、関係事業者の意見を集約した上で対処について検討し、その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。

上記の検討に当たっては、配分上限量の柔軟な設定や恒常的な緩和の適否についても併せて検討されたい。

3 コロケーションリソースの確保できない場所の解消に関する予見可能性の向上 （電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第2号イ関連）

コロケーションリソースの確保できない場所について、現に当該リソースを利用している事業者から撤去の申込みがあった時点でその旨の情報を他の事業者に開示するなど、解消の見通しに関する予見可能性の向上策について検討し、その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。

4 コロケーション代替措置等

コロケーションが技術的な理由等により実現しない場合について、増床や民間の建物の利用の可能性を検討することに加えて、代替措置として貴社において接続事業者のサービス提供に利用される機器の設置・管理等を行うための具体的な手続の内容について検討し、その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。

5 コロケーション設備の撤去後の費用負担

（電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第2号ニ関連）

コロケーションの終了に向けて、設置設備の撤去を早期に実施した接続事業者には、その分、負担を軽減する仕組みを検討し、その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。

上記の検討に当たっては、関係するコストの詳細を明らかにし、接続事業者の公平負担の観点から、コスト範囲の妥当性を検証し、コスト負担の在り方について検討されたい。

また、これに関する手続等のルールについて、上記の検討を踏まえて見直したものを、透明性確保の観点から、接続約款に規定することとされたい。

6 コロケーション設備の故障等に伴う交換の手続

（電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第2号イ関連）

接続事業者のコロケーション設備が故障した等によりその交換を行う場合で、新

たに設置する機器のリソース（スペース・電力）が既存の機器よりも小さい場合等について、関連するコロケーション手続を不要又は簡略化することができないか検討の上、その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。

7 コロケーションに関する従前からの措置の継続

コロケーションに関しては、従前求めてきた次の措置について、貴社において引き続き対応されたい（別紙参照）。

- I 「接続料の算定に関する事項について」（平成11年8月31日郵電業第101号）記6
- II 「接続料の算定に関する事項について」（平成12年2月25日郵電業第168号）記1
- III 「通信用建物等への接続事業者の設備設置（コロケーション）等に関して講ずべき措置について」（平成12年9月19日郵電業第3074号の2）（記1（1）及び記4（1）を除く。）
- IV 「情報通信審議会第二次答申における措置事項について」（平成13年7月23日総基料第252号）記1
- V 「コロケーション及び光ファイバの保留期間の変更等に関して講ずべき措置について」（平成13年12月27日総基料第492号）記2
- VI 「コロケーションに関する情報について講ずべき措置」（平成14年5月30日総基料第134号）
- VII 「DSLサービス及び光サービス関連のOSSの開放について」（平成14年8月2日総基料第203号）記2（3）
- VIII 「DSL回線管理運営費に関して講ずべき措置等について」（平成16年3月10日総基料第57号）記（5）（6）（7）
- IX 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備に対する情報通信審議会答申に関し講ずべき措置について（要請）」（平成19年4月26日総基料第100号）記2、3（3）
- X 「電気通信事業法施行規則等の一部改正を受けたコロケーション手続等に係る変更に関して講ずべき措置について（要請）」（平成19年10月29日総基料第217号）（記3を除く。）

以上

I 「接続料の算定に関する事項について」(平成11年8月31日郵電業第101号)(抜粋)

6 コロケーションの条件について

- (1) 接続事業者がコロケーションを要望する装置が、接続約款に記載されるコロケーション条件の対象となるか否かについては、接続事業者において技術的・経済的等による代替性の観点からそれが必要であると判断されるか否かを基本として、合理的な範囲内で決すること。
- (2) コロケーションしている複数の接続事業者の設備同士の接続については、これを拒否する合理的な理由がない限り対応すること。なお、仮にコロケーション設備について業務遂行上制限すべき事項があれば、接続事業者の意見を聴取した上で必要最小限の範囲内における具体的な制限事項を明確にしてその内容を公表すること。
- (3) コロケーションの料金については、例えば利用実績のあるビルに限定するなどの工夫をした上で接続約款に実額記載する等、明確な形で公表すること。

II 「接続料の算定に関する事項について」(平成12年2月25日郵電業第168号)(抜粋)

1 コロケーションに関する措置

コロケーションに関する手続において、接続事業者がコロケーションを必要とする設備が、不当に対象外とされることがないように、コロケーション対象設備に該当するか否かの举证責任はコロケーションの請求時も含めて接続事業者側にはなく、貴社の側にあることを念頭に置いて、別添の電気通信審議会答申の趣旨を徹底すること。

III 「通信用建物等への接続事業者の設備設置(コロケーション)等に関して講ずべき措置について」(平成12年9月19日郵電業第3074号の2)(抜粋)

1. コロケーションに関する適正な手続の設定等

(2) コロケーションの請求への回答

- ア コロケーションの可否についての検討などの相互接続点の調査が、接続の事前の調査と並行して行うことが可能であることを接続約款の規定において明示すること
- イ コロケーションその他接続に関する接続事業者の全ての請求について、可能な限り簡素な様式と、それに対する回答の様式とを接続約款において規定し、必要に応じてその見直しを行うこと
- ウ コロケーションの請求に対してこれを可能と判断するときには、通信用建物内の具体的なコロケーションの場所及びその選定理由を含めて回答を行うこと
- エ ウの選定理由は、コロケーション設備の設置の時点で、貴社等の電気通信役務の提供を阻害しない範囲で、例えば可能な限り接続点から最短距離にあること等、最も低廉になる条件にあることを基本とするものであること

オ コロケーションが可能である旨の回答を行った場合において、その後工事を行う場合には、早急に工事費用の概算を提示すること

カ ケージによるコロケーションの請求に対しては、場所の空間的余裕から見て許容される場合にはこれに応じること

キ コロケーションの請求に対して、場所の最小基準を設けたり、古くなって使われなくなった設備を存置している等の不合理な事由により拒否する等、不合理な制限を設けないこと

(3) 接続事業者の通信用建物への立入りに関する措置

ア コロケーションが可能と考える通信用建物への接続事業者の立入りについては、コロケーションの請求への回答に関する確認のための立入りを含めて、これを受け容れること

イ コロケーションが不可能と考える通信用建物への接続事業者の立入りについては、空き場所がないことを以ってコロケーションを拒否する場合に、空き場所の有無の確認のための立入りを受け容れること

ウ 接続事業者による貴社通信用建物への立入りの請求に対する可否の回答については、標準的期間を設定する他、申込み等について簡素な手続きとすること

(4) 接続事業者によるコロケーションに係る工事又は保守に関する措置

ア 接続事業者が工事又は保守を行うための手続は極力簡素なものとする

イ 接続事業者が行う工事業者の選択に関して、接続事業者の設備のみに関する工事又は保守については制限を加えないこととし、貴社の設備との接続工事についてはそれを受注可能と貴社が考える客観的な条件を予め公表すること

ウ 接続事業者による工事又は保守に関して、貴社自らの工事又は保守の場合よりも厳しい安全性の基準を課さないこと

エ 接続事業者が行う工事又は保守に立会いを行う場合には、例えば昼間帯に実施される中間工程については有償の立会いを行わないこととする等、これを必要最小限の場合に限定することによって工事及び保守の全ての場合に立会いを行っている現状を改めることとし、これを接続約款において明示すること

オ DSL（デジタル加入者回線）サービスを行う株式会社エヌ・ティ・ティ エムイーのように、接続事業者と競合関係にある業者に対して当該接続事業者に関する工事等を発注する場合には、当該接続事業者との合意のもとに行うと共に、その場合は、当該業者において知り得た情報を目的外に使用することを禁止する措置を施す等の公正競争条件確保のための配慮を行うこと

(5) 貴社によるコロケーションに係る工事又は保守への接続事業者の立会い

接続事業者の立会いについては、簡素な手続とすべきであり、その時間帯を制限したり、これに対する立会いを当該接続事業者の合意を得ずに行ったり、工事又は保守の円滑な実施に必要な接続事業者による助言等の行為を禁止したりしないこと

2. コロケーションに関する標準的期間の設定

(1) コロケーションに関する標準的期間は、接続事業者の意向を充分参考として、東西NTT

自身の設備の設置よりも時間がかからないことを旨として、実質的に短縮化した期間を設定すること

- (2) 貴社がコロケーションに関する工事を行う場合の標準的期間については、例えば通信用建物内のみの工事と通信用建物の外に亘る工事との区別を行うなど、場合を区別して設定すること等により工事の標準的期間の実質的な短縮化をすること

3. コロケーションに関して接続事業者が負担する工事費及び保守費等の設定

- (1) 貴社がコロケーションに関する工事又は保守を行う場合に接続事業者が負担することとなる工事費又は保守費について、低廉な料金設定に資する適正な算定方法を設定し、その内訳と算定根拠を可能な限り明確化すること
- (2) (1) の工事費又は保守費について、出来る限り具体的な内容を接続約款に規定し、個別の料金金額の規定を行うことについて早急に検討すること
- (3) (1) の工事費又は保守費について、接続事業者との協議において十分な情報の開示を行うこと
- (4) (1) の工事費又は保守費について、適正な按分等により接続事業者の間で不公平がないようにすること
- (5) 接続事業者がコロケーションに関して工事又は保守を行う場合に貴社が立会いを行う場合、その費用の負担を接続事業者に求める場合には、必要最小限の場合に限定した立会いを前提とすること
- (6) (5) の立会い費用について、立会いに要する時間のモデル化等により1の立会いごとに立会いの料金を設定することを含め、必要以上に立会いに時間がかかることにより接続事業者の負担が過重なものとなることがないようにすること
- (7) (5) の立会い費用について、(6) のようなこれまでとは異なる料金体系等を検討するために貴社における必要最小限の立会い時間の把握に時間がかかり、省令改正の施行後これを即座に接続約款に反映させることが困難である事態も想定されるが、そのような場合には、負担の低廉化に資する観点から、見直し後の方法による立会いの費用負担額の適用を省令改正の施行日に遡及適用することも可能とすること
- (8) (5) の立会い費用について、その額の水準が立会いのような比較的軽微な作業に不相应に高額なものとならないようにすること

4. その他の措置

- (2) コロケーション設備に関する一般商用電源の利用について、電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することがないようにな措置が採られている範囲内で可能とすること
- (3) その他、コロケーションの条件において貴社と接続事業者との同等性を確保すること

IV「情報通信審議会第二次答申における措置事項について」(平成13年7月23日総基料第252号)(抜粋)

1 RT設置施設等へのコロケーションに関する実態調査

配線区間における細分化(アンバンドル)の実現のためには、遠隔収容装置(RT)設置施設及び電柱に接続事業者設備の設置(コロケーション)を行うことが確保されることが有用と考えられるところ、その現実的可能性の検討に資する為、その配置や空き状況等について早急に実態を調査し、これを公表すること

V「コロケーション及び光ファイバの保留期間の変更等に関して講ずべき措置について」(平成13年12月27日総基料第492号)(抜粋)

2 貴社において、情報開示に関し、次の措置を採ること。

- (1) ホームページ上で開示しているコロケーションの空き状況や中継系光ファイバの提供可能区間に関する情報等について、4週間程度を目途に更新していくこと。さらに、特にリソースが枯渇するおそれのあるビルを中心に、より頻繁に更新を行っていくこと
- (2) 情報開示項目について、他事業者からの意見を踏まえつつ、可能な限り項目追加を行い、電力設備に係る情報についてホームページ上で開示することを早急に検討し報告すること

VI「コロケーションに関する情報について講ずべき措置」(平成14年5月30日総基料第134号)(抜粋)

貴社において、電力に係る情報のうち、①各ビル毎の最大電力容量、②最大電力容量のうち、未使用の電力容量、及び③保留されているが未割当(未使用)である電力容量について、また、スペース及びMDFについては、④未使用量及び⑤保留されているが未使用である量について、個別事業者からの要望がある場合には、情報開示をすることについて検討を行い、総務省に報告を行うこと

VII「DSLサービス及び光サービス関連のOSSの開放について」(平成14年8月2日総基料第203号)(抜粋)

2. 光サービス関連等

(3) 増床等の具体的な計画の情報の開示

機械室の増床等を行う計画がある場合には、この情報をウェブ上で開示すること。

VIII「DSL回線管理運営費に関して講ずべき措置等について」(平成16年3月10日総基料第57号)(抜粋)

- (5) 電力設備及び空調設備に係る設備使用料がより適正なものとなるよう新たな算定方法について検討を行い、平成16年度接続料の再計算に併せて報告すること。
- (6) 透明性の確保のため、次年度から接続会計報告書において、接続事業者が負担するコロケーション費用について土地・建物、電気料、電力設備使用料等に区分して記載すること。
- (7) コロケーションに係る収入の控除を行う費用区分の細分化等の方法について検討を行い、その結果を平成16年6月末までに総務省に報告を行い、平成15年度接続会計に反映させること。

IX「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備に対する情報通信審議会答申に関し講ずべき措置について（要請）」（平成19年4月26日総基料第100号）（抜粋）

2. 局舎におけるコロケーションに関する措置

- (1) 貴社の局舎に設置した電気通信設備に係る通信を局舎外に伝送することを目的として他の電気通信事業者の専用線等を利用する際に設置する回線終端装置については、接続約款に基づき取り扱うこと。
- (2) コロケーションリソースの過剰保留を抑制するための措置を講ずること（平成19年7月を目途に接続約款の変更認可申請を行うこと。）。
- (3) 貴社の局舎内に設置されている電気通信設備の安全確保に関して必要な規定を整備すること（平成19年7月を目途に接続約款の変更認可申請を行うこと。）。

3. 電柱におけるコロケーションに関する措置

- (3) 接続事業者が電柱上に設置したVDSL装置と貴社のメタルPOIケーブルを接続するための電気通信回線設備を、当該接続事業者が電柱上の添架ポイントに迅速かつ容易に設置することが困難な場合、貴社は、技術的又は経済的に困難でない限り、当該メタルPOIケーブルを当該VDSL装置まで延伸することにより対応すること（平成19年4月から平成20年3月までの間の接続事業者の要望を踏まえた検討状況について、四半期ごとに総務省に報告すること。）。

X「電気通信事業法施行規則等の一部改正を受けたコロケーション手続等に係る変更に関して講ずべき措置について（要請）」（平成19年10月29日総基料第217号）（抜粋）

- 1. 接続事業者が複数の中継ダークファイバ及び局舎スペース等（以下「コロケーションリソース等」という。）を一体として利用する場合の手続として、当該複数のコロケーションリソース等を一体として利用する場合の申込みを選択できることとする規定及び接続事業者の負担が過度なものとならないよう、当該申込みの調査において一部のコロケーションリソース

等について利用不可であった場合には違約金を適用しないこととする規定等をそれぞれ接続約款において速やかに整備すること。

2. 接続事業者が複数の電柱を一体として利用する場合の手続として、当該複数の電柱を一体として利用する場合の申込みを選択できることとする規定及び接続事業者の負担が過度なものとならないよう、当該申込みの調査において一部の電柱について利用不可であった場合には違約金を適用しないこととする規定等をそれぞれ接続約款において速やかに整備すること。
4. コロケーションリソース等の更なる有効活用に向け、コロケーションリソース等の調査期間の一層の短縮化に努めること。

答申書（抜粋）

平成11年12月17日付け諮問第38号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「東西NTT」という。）が指定電気通信設備に関する接続約款を変更することについては、

新設の申請がなされているコロケーションに関する手続きにおいて、接続事業者がコロケーションを請求する装置について、東西NTTにおいてそれが「接続に必要な装置」ではないことが明白とする理由を説明出来ない場合にはその請求を承諾するものとする

が確保された場合には、認可することが適当と認められる。

- 3 おって、郵政省が認可を行うに当たっては、提出された意見及び再意見を踏まえて、特に以下の措置が講じられることを要望する。

(1) コロケーションに関する措置

ア コロケーションに関する手続きにおいて、接続事業者がコロケーションを必要とする設備が、不当に対象外とされることがないように、別紙の考え方48の趣旨について東西NTTに対して求めること。

イ コロケーションに際して、接続事業者が工事や保守を行うことに関して、その手続等が円滑な接続のために重要であることに鑑み、これを接続約款において規定するようルールを整備すること。

(考え方48)

今回の接続約款の規定の変更案は、「(第2次)接続料の算定に関する研究会」報告書の趣旨に則ったものであること、第16条第3項、第4頁に規定が盛り込まれている。

第3項は接続事業者の必要性を基本とする考え方に基づいてコロケーションに関する手続きについて定めたものとして運用されるべきである。第3項で求められる書面には接続事業者が接続に際してその設備を用いることが「技術的・経済的代替性の観点で合理的範囲内」であると述べることで足ると解され、その判断が基本とされる以上、当該設備がコロケーションの対象設備に該当するか否かを東西NTTが「審査」したり、「怒意的な判断」によってこれを覆すことは出来ない。

接続事業者がコロケーションを請求する装置がコロケーションの対象外であるとするためには、接続に必要な装置ではないことが明白であることの理由を東西NTTにおいて説明することが出来なければならないと考えられる。

これに対して、申請されている接続約款案第16条第4項に関して、東西NTTの考えでは、接続に「不可欠」であるかどうかについて「疑義」がある場合に、コロケーション対象外ではないか協議を行うとしており、第4項の規定においても装置がコロケーション対象となることについて举证責任を接続事業者に対して負わせることとしていて適切ではない。

コロケーションの対象範囲に関して行う協議は、東西NTTが、接続事業者が接続に際して当該設備を用いる必要性がないことについて明白に理由を説明出来る場合に限りて申し入れることが出来ることとすべきである。東西NTTの再意見にあるような、単に当該装置が「接続に不可欠であるかどうかについて疑義がある」ことをもってこの協議を行うための理由としてはならない。

郵政省において上記の趣旨を徹底させるべきであり、申請されている第16条第4項についても修正が必要である。万が一にも不適切な運用がなされる場合には現在のコロケーションルールを見直す必要も想定されるが、まずはその運用の実態を見守っていく必要がある。(以下略)